

災害時に、燃料流出による二次災害の発生を軽減したい

No.50

高知県

補助金等

支援の名称

農業用屋外燃油タンクの防災対策への補助【再掲】

制度の  
趣旨・背景

南海トラフ地震への備えを早急に進め、災害に強い地域社会を実現し、県民の生命、身体及び財産を守るため、平成20年に「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」を制定し、この条例の実効性を高めるため、県として事前に実施すべき取組をまとめた「南海トラフ地震対策行動計画」を作成しました。

制度の  
内容

○事業概要、支援内容

南海トラフ地震による二次災害リスクの軽減を図るため、農業協同組合等が行う農業用燃料タンクの防災対策に要する経費について、市町村が補助する事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

区分	タンク削減区分	タンク整備区分
補助事業者	市町村	市町村
事業実施主体	(1)農業協同組合 (2)リース事業を行う事業者	(1)農業協同組合 (2)燃料販売を行う事業者 (3)園芸ハウスの加温用燃料タンクを所有又は所有しようとする者及び団体
事業内容	農業者が所有又は利用する園芸ハウスの加温用燃料タンクを削減するため、重油代替暖房機を整備する場合（残るタンクには防油堤を設置すること）。	流出防止装置付きタンク、防油堤、又はその両方を整備する場合（タンクは防油堤に設置すること）。
補助対象経費	重油代替暖房機（木質バイオマスボイラー、ヒートポンプ）の整備費（附帯設備を含む機器購入費及び設置費） ただし、リースをする場合は、整備費からリース期間終了後の残存設定価格を除いた額。	流出防止装置付きタンク、防油堤、又はその両方の整備費（流出防止装置付きタンク、防油堤、附帯設備及び設置費）
補助対象限度額	3,000千円/10 a	(1)流出防止装置付きタンク及び防油堤を同時に整備する場合：1,300千円/基 (2)流出防止装置付きタンクを整備する場合：1,000千円/基 (3)防油堤を整備する場合：300千円/基
補助率	県1/2以内、市町村1/4以上とする。 なお、国の産地パワーアップ事業を活用する場合の補助率は、県1/6以内、市町村1/12以上とする。	県1/2以内、市町村1/3以上（特認1/4以上）とする。 なお、国の産地活性化総合対策事業を活用する場合の補助率は、県1/6以内、市町村1/6以上（特認1/12以上）とする。

○予算

平成29年度 13,174万円

○実績（高知県燃料タンク対策事業費補助金）

平成26年度から平成28年度まで

重油代替暖房機の導入による燃料タンクの削減：136基

流出防止装置付き燃料タンクの整備：306基

問い合わせ  
先など

○所管

高知県 農業振興部 産地・流通支援課

TEL：088-821-4543

E-mail：[160701@ken.pref.kochi.lg.jp](mailto:160701@ken.pref.kochi.lg.jp)

○関連URL

- ・高知県燃料タンク対策事業

<http://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/160701/2014051400328.html>